

横須賀市報

第 1775 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示	
◇地縁による団体の認可について……………	14489
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	”
◇道路区域変更及び供用開始について……………	”
公 告	
◇開発行為の工事完了について……………	14490
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達……………	”
◇配当計算書の公示送達……………	”
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	”
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	14491
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	”
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	”
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達……………	”
◇横須賀都市計画変更案の縦覧について……………	”
◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について……………	”
◇建築基準法の規定により認定した建築物に係る一定の一団の土地の区域について……………	14492
◇建築基準法の規定による公告対象区域内における建築物の認定取消しについて……………	”
上下水道企業管理規程	
◇指定給水装置工事事業者規程中一部改正……………	”
◇指定下水道工事店条例施行規程中一部改正……………	”
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	”
◇指定下水道工事店の指定について……………	”
◇指定下水道工事店の所在地の変更について……………	14493
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	”
◇指定重要文化財の指定について……………	”
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	”

告 示

横須賀市告示第81号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。
 令和元年9月10日

横須賀市長 上地克明

- 名称
中里町内会

- 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 区域
若松町2丁目36番地、上町1丁目2番地から102番地まで（12番地、44番地から54番地まで及び57番地から63番地までを除く。）及び上町2丁目24番地の一部の区域
- 主たる事務所
横須賀市上町1丁目82番地
- 代表者の氏名及び住所
寺 嶋 重 雄
横須賀市上町1丁目26番地
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無
- 代理人の有無
無
- 解散の理由
(1) 破産
(2) 横須賀市長の認可取消し
(3) 総会の決議
(4) 構成員の欠亡
- 認可年月日
令和元年9月10日

横須賀市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。
 令和元年9月10日

横須賀市長 上地克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
峯町内会	山 田 清 志 横須賀市長沢6丁目 26番7号	山 田 一 美 横須賀市長沢6丁目 22番7号

横須賀市告示第83号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和元年9月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
 令和元年9月10日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,554	旧	佐原5丁目78番の2地先から 佐原5丁目88番の1地先まで		メートル 1.2～1.4	メートル 65.1
	新	佐原5丁目78番の2地先から 佐原5丁目81番の2地先まで		1.2～1.4	3.4

3,416	旧	須軽谷字明ノ町 307 番の11地先から 須軽谷字永作 280 番の 3 地先まで	2.7 ~ 3.3	38.1
	新	須軽谷字明ノ町 307 番の11地先から 須軽谷字永作 280 番の 3 地先まで	3.3 ~ 3.4	38.1
3,832	旧	秋谷 1 丁目 906 番の 1 地先から 秋谷 1 丁目 904 番の 1 地先まで	3.7 ~ 6.1	16.7
	新	秋谷 1 丁目 906 番の 1 地先から 秋谷 1 丁目 904 番の 1 地先まで	3.7 ~ 7.0	16.7

公 告

横須賀市公告第90号 (令和元年8月27日)
掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和元年8月27日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
平成29年12月7日 29開第35号	令和元年8月20日 令1第9号	横須賀市秋谷1丁目43番23ほか 2筆	横浜市旭区中希望が丘108番地11 有限会社中央ビルド 取締役 池 田 恵 子

横須賀市公告第91号 (令和元年9月3日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日	
平成30年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	令和元年8月20日	
		11 月 随 時	令和元年8月20日	
		2 月 随 時	平成31年3月22日	
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和元年7月30日	
		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和元年6月27日
			第 2 期 分	令和元年8月20日

(別紙略)

横須賀市公告第92号 (令和元年9月3日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第93号 (令和元年9月3日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から

ら申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和元年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第94号 (令和元年9月3日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和元年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	定期賦課分及び9月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第95号 (令和元年9月3日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度		6月分の納期限は、令和元年9月20日に変更する。

令和元年度	国民健康保険料 決定通知書	6月分から8月分までの納期限は、令和元年9月20日に変更する。
-------	------------------	---------------------------------

(別紙略)

横須賀市公告第96号 (令和元年9月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成29年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
平成30年度		減額分
令和元年度		減額分 7月分及び8月分の納期限は、令和元年9月20日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第97号 (令和元年9月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
平成30年度	国民健康保険料	12月分	平成31年1月31日
		1月分	平成31年2月28日
		2月分	平成31年3月29日
3月分		平成31年4月26日	
平成31年度		4月分	令和元年5月31日
令和元年度		6月分	令和元年7月31日

(別紙略)

横須賀市公告第98号 (令和元年9月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方

ら申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和元年度	後期高齢者医療保 険料納入通知書	7月分及び8月分の納期限は、令和元年9月20日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第99号 (令和元年9月3日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和元年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発 付 年 月 日
令和元年度	後期高齢者医療保険料納入 通知書兼特別徴収開始通知 書	令和元年7月16日

(別紙略)

横須賀市公告第100号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和元年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
横須賀都市計画公園 3・3・22号久里浜1丁目公園	横須賀市久里浜1丁目地内
横須賀都市計画公園 3・3・23号久里浜1丁目第2公園	
横須賀都市計画用途地域	
横須賀都市計画高度地区	

横須賀市公告第101号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和元年 8月1日	横須賀市佐野町3丁目11番1の一部	宅 地	メートル 4.00	メートル 18.85	横須賀市山科台29番1号 立 松 芳 直

令和元年 8月15日	横須賀市公郷町6丁目18番5-12の各一部	宅 地 公 衆 用 道 路	4.00	4.38	横須賀市公郷町6丁目18番地 酒 井 幸 子
---------------	-----------------------	---------------------	------	------	---------------------------

横須賀市公告第102号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、建築物に係る一定の一団の土地の区域を認定したので、同条第8項の規定により公告します。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

認定番号	認定年月日	対 象 区 域	申請者の住所及び氏名
1第1号	令和元年9月10日	横須賀市武3丁目70番3ほか29筆	横浜市中区北仲通五丁目57番地横浜第二合同庁舎 南関東防衛局長 小 波 功
1第2号	同	横須賀市武3丁目381番1ほか42筆	横浜市中区北仲通五丁目57番地横浜第二合同庁舎 南関東防衛局長 小 波 功

横須賀市公告第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消したので、

同条第4項の規定により公告します。

令和元年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

取消番号	取消年月日	対 象 区 域	申請者の住所及び氏名
1第2号	令和元年9月10日	横須賀市武3丁目70番3ほか32筆	横浜市中区北仲通五丁目57番地横浜第二合同庁舎 南関東防衛局長 小 波 功
1第3号	同	横須賀市武3丁目381番1ほか40筆	横浜市中区北仲通五丁目57番地横浜第二合同庁舎 南関東防衛局長 小 波 功

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第3号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第4条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が別に定めるもの
第5条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第8条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第4号

指定下水道工事店条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第1条第2項第7号中「エ」を「オ」に改める。

第2条第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障により条例第1条に規定する業務を適正に行うことができない者として管理者が別に定めるもの
第2条第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第2号様式中「エ」を「オ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第20号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和元年9月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
553	株式会社建新	大 口 隆 弘	横須賀市小川町26番地9	令和元年8月21日

横須賀市上下水道局告示第21号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条

及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和6年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和元年9月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 383	株式会社建新	大 口 隆 弘	横須賀市小川町26番地 9	令和元年 8 月 21 日

横須賀市上下水道局告示第22号
平成29年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店有限会社伊東工業は、次のとおり所在地を変更しました。

令和元年9月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	
			新	旧
須 306	有限会社伊東工業	伊 東 大 助	横浜市栄区桂台東 3 番 6 号	横浜市中区本牧元町17番11号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第5号（令和元年8月19日 掲 示 済）
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和元年8月19日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和元年8月22日 午前9時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 会議に付議すべき事項
 - 美術館条例中改正議案の提出について
 - 生涯学習センター条例中改正議案の提出について
 - （仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業（施設整備業務）設計・建設等請負契約の締結議案の提出について
 - 指定重要文化財の指定について

横須賀市教育委員会告示第6号
文化財保護条例（昭和39年横須賀市条例第41号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定重要文化財として指定します。

令和元年9月10日
横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡
文化財を新たに指定重要文化財に指定する。

種 別	名 称	数 量	所在地地番及び所有者
有形文化財 (建造物)	旧万代順四郎・トミ夫妻別邸 (現横須賀市立万代会館)	1 棟	津久井 2 丁目 15 番 33 号 横須賀市

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第5号（令和元年9月2日 掲 示 済）
令和元年第9回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年9月2日
横須賀市農業委員会
会長 肥 田 正 好

- 日時 令和元年9月10日午後3時

- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項
 - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 非農地証明の申請について
 - 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について